

## 7・2 ILO 海事労働条約

平成 18(2006)年 2 月の第 94 回 ILO 総会において採択された「2006 年 ILO 海事労働条約 (MLC)」は、船員のための、雇用条件、労働・休息时间、居住・娯楽設備、食料・供食、健康保護・医療・福祉・社会保障等の最低要件を定めている。平成 22(2010)年 3 月末における批准国は、リベリア、マーシャル諸島、バハマ、パナマ、ノルウェー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、スペイン、クロアチアの 8 ヶ国。

MLC の発効要件は、批准国数 30 カ国以上、且つ批准国の船腹量合計が総トン数で世界の船腹量の 33%以上となってから、12 ヶ月後とされており、既に船腹量については発効要件を充足している。加えて、EU 加盟国に対しては、平成 22(2010)年 12 月までに MLC を批准するよう EU 指令が出されていることから、平成 23(2011)年 12 月ごろの発効が見込まれている。

### 7・2・1 旗国国内法制化の状況

MLC を批准している主要な船籍登録国の内、マーシャル諸島は、既に国内法制化を終えている。パナマ、リベリア、バハマも、平成 22(2010)年 12 月を目処に国内法を整備すべく作業中。当協会は、関係各国の情報収集に努めると共に、各国国内法制化にあたっては船主に負担が生じないように求めている。

一方、わが国においては、平成 18(2006)年 9 月、国土交通省海事局(運航労務課)が、「ILO 海事労働条約国内法制化勉強会(座長:野川忍 明治大学法科大学院法務研究科教授)」を設置し検討が進められており、当協会も参画し、船主意見の反映に努めている。同勉強会は、平成 21(2009)年度に合計 3 回(第 8 回～第 10 回)開催された。各会議の概要は以下の通り。

#### <第 8 回勉強会> 平成 21 (2009) 年 4 月 24 日

##### ・ 船員の雇用契約について(第 2.1 基準関連)

条約では、書面による雇用契約および労使双方により著名された雇用契約書の所持を求めており、船員法における雇用契約時の書面による労働条件の明示義務を踏まえた上で、当該手続きの履行義務を制度上明確にする。

##### ・ 労働時間の例外について(第 2.3.14 基準関連)

条約では休息时间における操練、安全臨時労働、遭難船舶に対する援助に必要な労働への従事を認めているが、船員法においては、休息时间におけるこれらの作業への従事に関する規定をおいているところである。その上で、遭難船舶に対する援助に必要な労働に関しては、作業に従事した船員に対して、実行可能な範囲で適切な休息時間を船長の配慮につき担保する。

## ＜第9回勉強会＞ 平成21（2009）年5月29日

- ・ 船長の労働時間等の例外について

条約では労使の合意に基づく労働時間規制の例外が認められており、船長を労働時間の適用除外とすることについてILO事務局の解釈を得ている。また、船長は船内の最高監督者の地位にある者であって、他の船員と異なり、出入港作業や狭水路の通過等船舶に危険の恐れのある場合は、常に甲板上での指揮を義務付けられている。これらを踏まえ、労働時間等に関する規定の例外を船長について認められるよう制度改正する。また、労使の合意の手続きは、労使協定の締結および届出を要件とすることを検討する。

- ・ 居住設備および娯楽設備について

条約で求められる居住設備および娯楽設備に係わる要件は、総トン数200t未満の内航船以外の船舶について、原則として条約の要件を適用する。

## ＜第10回勉強会＞ 平成21（2009）年9月18日

- ・ 船舶料理士の配乗要件について

条約では、船舶料理士制度（権限のある機関による資格制度、訓練課程の内容等）についての言及はあるが、船舶料理士の配乗の義務付けまでは求めていない。一方、現行船員法では、船舶料理士に関する省令で、配乗要件および資格基準を定めてきたところであり、条約締結後も現行制度を維持する。

- ・ 旗国検査制度について

海事労働証書の交付等に係わる検査を除く旗国による検査は、現行船員法の労務監査として実施する。検査については、国が実施するほか、一定の能力および独立性を有すると認定された団体も行えるよう措置する。海事労働証書の交付については、国が行うこととしつつ、法制面と実態面の両面を踏まえた検討を行うこととする。

- ・ 暫定海事労働証書

新造船や、旗国または船舶所有者の変更の生じた船舶は、海事労働証書の交付の可否判断の根拠となる運航実績が欠けていることから、このような船舶については、海事労働証書交付のための旗国検査項目中、運航実績以外の内容などの審査により、暫定海事労働証書を交付する。その上で、6ヶ月を上限とし、一定期間運航実績を経た後、正規の海事労働証書を交付する。

### 7・2・2 条約に対する運用上の問題点(日本海事協会によるトライアル検査の結果)

平成 21(2009)年 8 月、日本海事協会(以下、NK)より、当協会に対して、MLC の旗国検査の課題等を把握するため、トライアル検査を実施したいとの要請があり、労政幹事会においてこれを承諾した。トライアル検査の結果については、平成 22(2010)年 3 月末、NK より報告があった。

その結果、MLC では、新たな要件として、船内に雇用契約書を保持することや、マンニング会社が MLC の要求事項に適合していることを証明すること、等が求められており、対策が必要である等の指摘が為された。特に、マンニング会社の所在する船員配乗国が MLC に批准しなかった場合には、証明責任が船舶所有者に課されるので注意が必要。

当協会は、上記結果を踏まえ、今後も、運用上の問題点等の整理と、その対応について取りまとめる。